

平成28年度第1回 富山県環境審議会 野生生物専門部会 議事録

1 日 時 平成28年9月30日（金）9:30～12:00

2 場 所 富山県民会館702号室

3 審議事項

(1) 第12次富山県鳥獣保護管理事業計画の策定（案）について

(部会長)

被害防止の目的での捕獲の許可基準について、小型獣類というのは、例えばどういう獣種を言うものか。我々の感覚ではニホンリスなどを小型と言っているが。

(事務局)

国の新たな指針では、アライグマやハクビシン、ヌートリアなどを小型の中でも一番大きなものと例示していることから、県でも同様に例示している。

(委員)

基本的な事項の関係主体の連携について、機関・団体の横断的な連携が、新しいポイントだと思う。この場合の事業者は誰を指すのか、順番として市民より先に出てくるというのは、市民感覚からすると違う気がする。

(事務局)

鳥獣の保護管理に関する事業者は、鳥獣を調査している調査会社、コンサル、民間の狩猟団体も含めたものと考えている。国の指針においては、地方公共団体、事業者、市民の順となっている。これが正しい使い方かどうか、県はとしてこの辺の書き方を配慮したい。

(委員)

鳥獣の区分のなかで、被害を及ぼす一般鳥獣の例としてニホンザルとカモシカが記載されているが、特別に力説したいということなのか。

(事務局)

県内で被害を及ぼしており、国と同じように記載した。

(委員)

アメリカでも、計画を見ると狩猟者を増やすことが頻繁に記載されている。日本においても担い手を増やさなければいけないという事情があるので、どこかにそれを書く必要がある。

(事務局)

保護及び管理の担い手の育成の部分に記載してある。県としては頑張っているのだから、しっかり記載する。

(部会長)

狩猟税の使途について、「キジの放鳥」は最終的にゼロ方向とし、担い手育成のために転用するという方向でよいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

調査研究を進める中で、これだけイノシシとかニホンジカの被害が出てきているからには、自然博物館に専門的な研究員を2名ほど、ぜひ配置してほしい。

(委員)

科学的な調査をするというが、具体的にどのような調査をしていくのか。

(事務局)

まず、野生鳥獣は、生息数すらこれまで調査されていないので、その生息数や生息密度を調べる。また、有害捕獲等した動物について、その胃の内容物や何歳かを調べ、それを継続し知識的を深めている。ただし、それは被害を及ぼしている鳥獣しか調べられていないのが現状。

昨年度のこの会議で、県内の獣類についての調査がないというご意見を受け、今年度から、県内の鳥獣保護区において、自動撮影カメラによる生息状況調査を開始したところである。

(委員)

狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣、一般鳥獣については、保護管理の考え方が書いてあるが、希少種に限っては抜けている。県として取り組んでいる希少野生動植物保護条例やイヌワシの特別保護区の設置などを記載したほうがいい。

(事務局)

県の取り組みが記載されていなかったなので、ご指摘を受け、反映する。

(2) 第2種特定鳥獣管理計画の策定について

① 富山県カモシカ管理計画の策定(案)について

(委員)

カモシカに加え、ニホンジカ、イノシシも高山帯で見られるようになってきた。非常に高山植物の衰退というのが危惧される部分であり、カモシカだけの話ではなく、トータル的なものを検証しなければいけない。自然環境というのは特にそう思う。

(委員)

現況報告として、立山を中心としてライチョウの調査をここ30年間、年間50日平均で調査を実施しているが、カモシカは見たとしても単体であり、かつ3年に一回程度ぐらいの観察しか

ない。30年間見る限りでは、増加している傾向や、高山帯へ特筆して拡大しているというような傾向は見られていない。

(部会長)

南アルプスなど、他県のことになると状況が異なるかもしれない。やはりニホンジカも頭数が多くなっている。カモシカだけでなく立山の生態系を守るという意味でこれは注視していかないといけない。

(委員)

南アルプスにも行っているが、ニホンジカ対策のための高山植物の保護柵というのが非常に多い。どこの山を歩いてもかなり大きな場所を保護柵で囲っている。登山者が登山道ではなく、保護柵を抜けて通り抜けるというような形になっていることから、影響のすごさを感じる。それに比べると、立山のみの比較となるが、北アルプスでは現状ではまだ影響は出ていないと思う。

②富山県カワウ管理計画の策定（案）について

(部会長)

富岩運河で私が撮影した鳥を調べたら、名大教授がバンディングして愛知県の知多郡に放したものだ。太平洋側から日本海へきたという大変貴重な例であり、カワウは広域的に移動しているため、富山県だけで一生懸命やっても不十分な面もある。

(部会長)

猟友会が一生懸命駆除を行い、数をコントロールしている。コロニーでは駆除していない。コロニーから追い払うと、他でコロニーをつくり、分散して数が増えるという事例もある。

(委員)

県外の大きなコロニーの分布図が1つあるとありがたい。

(3) 第2種特定鳥獣管理計画の改定について

①富山県ニホンザル管理計画の改定（案）について

(部会長)

被害額が減ってきた。防御対策、あるいは追払い対策の効果が出たのだろう。

(委員)

山の高標高地、朝日岳の朝日平のライチョウ生息域までニホンザルが上がってきている。さらには今年、北アルプスの烏帽子岳から三俣蓮華岳の間にニホンジカの調査でセンサーカメラを設置したところ、ニホンザルがかなり写っていた。今後どんどん上がっていくと予想されるので、下の加害群だけでなく、高標高地域のサルについてもよく調査する必要があると思っていますので、お願いしたい。

(事務局)

サルによる捕食状況が確認されればライチョウを減ずる原因となるので、注意深く調査していきたい。

②富山県ツキノワグマ管理計画の改定（案）について

(委員)

ツキノワグマの推定個体数は調査方法の違いによって多くなったということだが、方法が違って捕獲頭数の上限は変えなくてもいいのではないか。個体数に比例して12%上げていくことが、理屈に合わないと思う。

(部会長)

調査法が改善され新しい方法になり、国内外のほ乳類研究者が全部これを採用し、より正確な個体数の把握方法になっており、非常に便利になっている。12%というのも個体群維持のために、最小限度の数字となっている。

(事務局)

捕獲頭数の上限は、環境省の個体群水準の捕獲上限の考え方にに基づき行っている。

③富山県イノシシ管理計画の改定（案）について

(部会長)

イノシシは、生まれた次の年の繁殖期、つまり11月、12月の交尾期の繁殖に参加できる。それが平均4、5頭出産するので、急激に県内全域に広まり増えてきている。

(委員)

わなを仕掛けているが捕獲されるのは幼獣ばかりであり、成獣が少ないことが課題である。

④富山県ニホンジカ管理計画の改定（案）について

(部会長)

ニホンジカについても、管理が難しいが、「あそこでも見た」「ここでも見た」という話はしばしば耳にする。高山植生を荒らすことに関しても、ニホンジカは群れで生息し、体も大きく、採餌量も多いので、植生帯へのダメージが大きい。

(委員)

ジビエの活用ということが最後に書いてあるが、これは鳥獣の計画の中だけではなく、他部署とも連携をはかりながら進めることになると思う。具体的な計画は何かあるか。

(事務局)

主体にやっている農業部局では、地域振興として野生鳥獣をうまく使っていかうとしている。

我々も協力し、うまく捕れたものは、大事な命なので使ってもらいたいと思う。そういう意味で、農業と方向性が違わないようにやっていく。

⑤全体を通して

(委員)

ツキノワグマ対策マニュアルに遺留品の確認は、職員2人で現場に行くと記載があるが、最近、檻にクマが執着して職員が襲われるという事例があり、安全面について記載すべきでは。

(事務局)

職員の安全について記載が無いので、「安全に配慮し」など、しっかりと記載する。

(部会長)

先ほどの12%の件、補足等があれば、次回、回答を求む。

(委員)

近県等の関係なども見ていかないと、富山県だけでは総体的なものが見えなくなる。生息密度と被害関係、他県の状況、例えば他県のイノシシの被害、生息密度等の調査を求む。

(事務局)

富山県は、個体数を発表したが、他県では個体数もわからないところが多い。しかし、広域的に広がり把握することは大事なので近県の状況も含め、内容を見直す。

(委員)

管理目標や被害を増やさないなど、その水準を決めることは、実際はかなり多岐で難しい。本来であれば、確実に個体数を減らすといった目標を立てていければいいと思う。

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について

(部会長)

2つの特別保護区については、再指定という形であるから、特段、問題はないだろう。

[発言する者なし]

(事務局)

鳥獣保護区の特別保護地区については、環境審議会の会長へ、部会長のほうから審議結果を「異議なし」と報告してもらってよいか。

(部会長)

そのとおり報告する。

(了)